

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の開始について

～ 保護者の学び直しの支援～

相模原市では、ひとり親家庭の親のより良い条件での就職や転職につなげるため、ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」）合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する「相模原市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を開始します。

- 1 開始日（予定） 平成27年10月1日（木）
- 2 対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- 3 給付金の種類と支給額
  - （1）受講修了時給付金  
対象者が対象講座の受講を修了した際に支給します。  
支給額：受講のために支払った費用の20%（最大10万円）
  - （2）合格時給付金  
受講修了時給付金を受けた方で、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した際に支給します。  
支給額：受講のために支払った費用の40%（最大、受講修了時給付金と合わせて15万円）
- 4 対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座含む）とし、相模原市が適当と認めたもの。
- 5 予算見込み 60万円（受講修了時給付金5名×10万円、合格時給付金2名×5万円）
- 6 相談・申請  
申請にあたっては、事前にお住まいの区の子ども家庭相談員に相談してください。受講開始前の申請が必要となります。（ただし、申請時に講座受講中の方の場合でも、受講開始が平成27年4月1日以降の方は対象となります。平成27年度のみ）
- 7 今後のスケジュール  
平成27年 8月 市議会9月定例会議に補正予算案を計上  
10月 市民周知、申請受付開始

参考：高等学校卒業程度認定試験とは

高等学校を卒業していない方が、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。試験に合格した方には大学、短大、専門学校の受験資格が与えられる他、就職、資格試験等に活用することができます。

毎年8月と11月に試験は実施されています。

お問合せ  
子ども青少年課 小原  
電話 042-769-8232  
内線 2704